

国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要項

〔平成31年4月1日〕
学 長 裁 定
改正 令和3年2月9日
令和4年3月28日
令和5年2月8日
令和5年8月30日

I 趣旨・目的

この要項は、国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価規則（平成31年規則第24号）第4条に基づき、自己点検・評価について必要な事項を定める。

II 評価の実施

1 評価の実施体制

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会において実施する。

2 実施時期

原則として、毎年度実施する。

3 自己点検・評価の区分

(1) 関係者の意見及び第三者評価結果等

学内外の関係者（監事、会計監査人、経営協議会等）の意見、第三者評価（法人評価、認証評価等）の結果及び学内の各種取組の中から必要と認めたもの。

(2) コースの自己点検（自己評価報告書（様式第1号））

コース長等（コース長、領域責任者又は分野責任者）が、次の3つの評価項目に対し、本学の中期目標・中期計画を踏まえた上で、取組や成果の状況について本学への貢献度を次の5段階で自己評価し、報告する。その報告に基づき、学長、理事、専攻長が次の5段階で評価を行ったもの。

<評価項目>

- ①：学長の定める重点目標
- ②：コースの特色
- ③：総合評価

<評価水準>

- SS：卓越した水準
- S：優秀な水準
- A：良好な水準
- B：概ね標準的な水準
- C：上記の段階に達していない

(3) 教員の自己点検（自己評価報告書（様式第1号））

教員個人が、次の3つの評価項目について、教員の教育研究活動等の業績評価

申告票（様式第2号）を参考とし、特色ある取組や成果の状況を次の5段階で自己評価し、報告する。その報告に基づき、学長、理事、専攻長が次の5段階で評価を行ったもの。

<評価項目>

- ①：学長の定める重点目標
- ②：分野別
 - ②-1：教育
 - ②-2：研究
 - ②-3 学内及び社会貢献
- ③：総合評価

<評価水準>

- SS：卓越した水準
- S：優秀な水準
- A：良好な水準
- B：概ね標準的な水準
- C：上記の段階に達していない

(4) 教員の業績（教育研究活動等の業績評価申告票（様式第2号））

学長が定める教育研究活動等の業績評価項目（別紙1）により、教員が自らの教育研究活動等の業績を取りまとめたもの。

4 評価方法

自己点検・評価委員会は、前項の評価及び「鳴門教育大学の内部質保証に関する方針（令和元年11月13日学長裁定。）」の別紙2に基づき、大学全体の視点から改善点及び特色等を明らかにし、執行部へ指摘・提言を行う。

III 評価結果を踏まえた改善措置

学長は、国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価規則第6条に定める改善措置を自己点検・評価委員会に付託し、自己点検・評価委員会は、次のとおり実施する。

(1) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価結果を関連する委員会等に通知し、改善を指示する。

なお、改善の指示を受けた委員会等は、改善措置策等を検討、立案し、これを実施する。

(2) 自己点検・評価委員会は、委員会等による改善措置等の進捗状況を必要に応じて確認する。

IV 評価結果の活用

評価結果は、執行部と各コース（領域・分野）との意見交換に活用することができると共に、教育研究経費、給与、賞罰等の参考資料として活用することができるものとする。

V 雑則

この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領（平成17年11月9日学長制定）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。ただし、IVについては、令和4年度に係る自己点検・評価から適用する。

附 則

この要項は、令和5年8月30日から施行する。